

議案第 20 号

向日市国民健康保険条例等の一部改正について

向日市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 22 日提出

向日市長 久 嶋 務

## 条例第 号

### 向日市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(向日市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 向日市国民健康保険条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する一般被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「得た数」の次に「と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第20条の2第1号中「次号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の

属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

第21条の5第1項第3号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「イに」を「イ又はウに」に改め、「得た数」の次に「と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数」を加え、同号に次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

第21条の9第1号中「次号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2号中「属する世帯」の次に「であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第21条の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

附則第4条（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

（向日市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 向日市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

## 附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の向日市国民健康保険条例第16条第1項第3号、第20条の2、第21条の5第3号及び第21条の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市国民健康保険条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯</u> 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日_____以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯<u>であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間</u></p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>ア又はイ_____に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイ_____に定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イに_____掲げる世帯以外の世帯</u> 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日<u>の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯_____（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数_____</u></p>

にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

## 2及び3 略

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第20条の2 第17条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第21条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における

\_\_\_\_\_を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

## 2及び3 略

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第20条の2 第17条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号\_\_\_\_\_に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯\_\_\_\_\_（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第21条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における

一般被保険者の数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

## 2及び3 略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第21条の9 第21条の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第21条の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第21条の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第21条の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

### 附 則

(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成26年度までの各年度における第12条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げ

一般被保険者の数で除して得た額

- (3) 世帯別平等割 ア又はイ \_\_\_\_\_ に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイ \_\_\_\_\_ に定めるところにより算定した額

ア イに \_\_\_\_\_ 掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数 \_\_\_\_\_ を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

## 2及び3 略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第21条の9 第21条の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号 \_\_\_\_\_ に掲げる世帯以外の世帯 第21条の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯 \_\_\_\_\_ (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第21条の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

### 附 則

(平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第4条 平成22年度から平成25年度までの各年度における第12条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げ

る交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による  
 拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付  
 金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金  
 の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」  
 とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付  
 金その他」とする。

る交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による  
 拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付  
 金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金  
 の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」  
 とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付  
 金その他」とする。

向日市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
附 則 1～3 略 <hr/> <hr/> <hr/>	附 則 1～3 略 <u>(経過措置)</u> 4 <u>平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間の改正後の条例第5条第3号の規定の適用については、「10分の2」とあるのは「10分の1」とする。</u>